

第 1 1 回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料 1

資料 2

資料 3

資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・	1
【資料2】地域型保育事業の名称（報告）	・・・	4
【資料3】確認に係る部会の設置	・・・	8

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

ロードマップ

	平成25年度			平成26年度								
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 11.18	第9回 1.20	第10回 2.10	第11回 3.23	
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">H26年11月25日からH26年12月25日までパブリックコメントを実施</div>											
ニーズ調査の項目												
需要量・供給量			1	1								
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1	1								
上記以外の計画												
計画全体の審議（計画の理念等）							2					
(2) 認可基準等の審議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">H26年4月末に政省令公布</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 200px;">9月市会で条例制定</div>											
現認可等基準（現状確認）												
新制度における認可基準・確認基準			3	3								
放課後児童育成事業の基準			3									
支給認定基準			3									
(3) 利用者負担の審議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">H26年5月に骨格・仮単価提示</div>											
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）												4
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価												

- 審議
審議終了等（確定）
- 1 量の見込みについてのみ審議
 - 2 素案の確定
 - 3 検討中の国の案をもとに審議
 - 4 確認に係る部会の設置について審議

平成26年度には、上記のほかワーキンググループを下記のとおり開催

評価検討ワーキンググループ	H26.10.27	H26.11.27	
基準等検討ワーキンググループ	H26.4.14	H26.5.12	H26.7.14

第10回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

1 教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認（利用定員の設定）

教育・保育施設のうち認可保育所及び地域型保育事業において設定する利用定員について、子ども・子育て会議としての意見をまとめた。

2 西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項

市民から意見提出手続（パブリックコメント）によって提出された意見や第9回西宮市子ども・子育て会議で出された意見を基に修正した案について説明があった。各委員から主なものとして以下の意見などが出され、西宮市子ども・子育て支援事業計画（案）は、最終確定することとなった。

- ・「多様な主体の参入促進事業」について、支援員の巡回の頻度等については、国の基準を踏まえて対応するのか。
- ・「放課後児童健全育成事業」における（5）放課後の子どもの居場所について、西宮市の子どものために施策をどのように組み合わせて行っていくのかを考えて欲しい。また、特別な支援が必要な子どもにも十分に対応できるようにすることを期待する。
- ・「質の高い教育・保育の提供」について、「全て保育士資格取得者とするように努める」ことは、困難な目標であるが、西宮市としてどのように考えるのか。

3 確認に係る部会の設置

確認に係る部会の設置について、事務局からの説明があり、各委員から主なものとして以下の意見などが出された。

- ・西宮市民が他市の施設を利用する場合の確認については、子ども・子育て会議としては、利用定員の設定についてのみ意見を述べればよいのか。
- ・西宮市民が他市の地域型保育事業を利用する場合において起きた事故の検証等は、どちらの自治体が行うのか。
- ・確認に係る部会の運営等について、円滑に行うことができるように事務局が対応して欲しい。

4 来年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項

来年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項及び日程について、事務局からの説明があった。

以上

第 1 1 回西宮市子ども・子育て会議 審議事項

1 地域型保育事業の名称（報告）

地域型保育事業について、確定した名称の説明を受ける。

地域型保育事業に対する確認（利用定員の設定）については、第 1 0 回西宮市子ども・子育て会議において意見をまとめた。

2 確認に係る部会の設置

確認に係る部会の設置について、事務局からの提案を受け、必要に応じて質疑応答・意見交換などを行う。

以 上

議事（１）地域型保育事業の名称（報告）

1 家庭的保育事業の名称（下線部：前回会議資料から施設名を修正。）

（単位：人）

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員		
		1・2歳	0歳	計	1・2歳	0歳	計
1	中田家庭保育所	4 (0)	1 (1)	5 (1)	4	1	5
2	虹の子保育ルーム	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
3	森下家庭保育所	4 (1)	1 (0)	5 (1)	4	1	5
4	ぎんが保育ルーム	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
5	保育ルーム菜のはな	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
6	<u>ぼっぼ保育ルーム</u>	4 (4)	1 (1)	5 (5)	4	1	5
7	<u>保育ルーム Kumama</u>	4 (-)	1 (-)	5 (-)	4	1	5
8	そらいる保育ルーム	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	1	5
9	保育ルームまっきー	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
10	保育ルームバンビ	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
11	保育ルームおひさま	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
12	保育ルームほほえみ	4 (4)	1 (0)	5 (4)	4	1	5
13	保育ルームポニー	5 (5)	0 (0)	5 (5)	5	0	5
14	保育ルームひだまり	4 (2)	1 (0)	5 (2)	4	1	5
15	保育ルーム chouchou	4 (1)	1 (0)	5 (1)	4	1	5
16	保育ルームにこにこ	3 (4)	1 (0)	4 (4)	3	1	4
小計(ウ)		64 (41)	15 (3)	79 (44)	64	15	79

2 小規模保育事業の名称（下線部：前回会議資料から施設名を修正。）

（単位：人）

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員			類 型
		1・2 歳	0 歳	計	1・2 歳	0 歳	計	
1	アイリスプライベートスクール 夙川いぶき保育園	13 (-)	2 (-)	15 (-)	13	2	15	A 型
2	げんき保育園 西宮北口園	16 (-)	3 (-)	19 (-)	16	3	19	
3	<u>ちびっこ天国</u>	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
4	夙川 森のほいくえん	12 (10)	0 (0)	12 (10)	12	0	12	
5	チャイルドハート保育サロン さくら夙川園	15 (-)	3 (-)	18 (-)	15	3	18	
6	どんぐりルーム甲子園	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
7	ポピンズ小規模保育園 アクテ ィブラーニングスクール甲東園	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
8	にじの森保育園 西宮北口	14 (-)	5 (-)	19 (-)	14	5	19	
9	ピッコロ保育ルーム 西宮	16 (-)	3 (-)	19 (-)	16	3	19	
10	保育園 パステルの森	13 (-)	6 (-)	19 (-)	13	6	19	
11	リッツナーサリー保育園	11 (-)	4 (-)	15 (-)	11	4	15	
12	<u>小規模保育園 ほっぷ・すてっ ぷ・じゃんぷ</u>	11 (10)	4 (0)	15 (10)	11	4	15	
13	西宮こもれびキンダーガーデン	14 (7)	2 (0)	16 (7)	14	2	16	
14	<u>むしっこ保育園 ちょうちょ</u>	9 (4)	3 (0)	12 (4)	9	3	12	
15	<u>むしっこ保育園 てんとうむし</u>	9 (3)	3 (0)	12 (3)	9	3	12	
16	<u>むしっこ保育園 みつばち</u>	9 (4)	3 (0)	12 (4)	9	3	12	
17	たけのこ保育所	10 (13)	5 (2)	15 (15)	10	5	15	
18	MAMA & KIDS	8 (4)	4 (0)	12 (4)	8	4	12	

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員			類 型
		1・2 歳	0 歳	計	1・2 歳	0 歳	計	
19	MAMA & KIDS 門戸園	9 (-)	3 (-)	12 (-)	9	3	12	A 型
20	小さなはらっぱ	14 (6)	2 (0)	16 (6)	14	2	16	
21	認可小規模保育施設 ぼかぼか	10 (6)	2 (1)	12 (7)	10	2	12	B 型
22	小規模保育施設 りんごさくら んぼ	9 (10)	3 (0)	12 (10)	9	3	12	
23	すくすく ほがらか	7 (4)	3 (0)	10 (4)	7	3	10	
24	保育ルーム うさぎたんぼぼ	7 (5)	3 (0)	10 (5)	7	3	10	
25	キャンディ & クッキー	7 (4)	3 (0)	10 (4)	7	3	10	
26	保育ルーム木の实	8 (6)	2 (1)	10 (7)	8	2	10	
27	すまいるほいくえん	16 (15)	3 (1)	19 (16)	16	3	19	
28	<u>保育園</u> パステルのおうち こりす	12 (7)	3 (0)	15 (7)	12	3	15	
29	<u>保育園</u> パステルのおうち こぐま	12 (7)	3 (0)	15 (7)	12	3	15	
30	小規模保育園 Happy Land	10 (10)	2 (0)	12 (10)	10	2	12	
31	いろえんぴつ	10 (9)	2 (0)	12 (9)	10	2	12	
32	ハートフル・ママ 西宮北口園	7 (8)	3 (0)	10 (8)	7	3	10	
33	ひまわり家庭保育所	6 (5)	2 (0)	8 (5)	6	2	8	C 型
34	<u>おおぞら園</u> そら	7 (12)	3 (0)	10 (12)	7	3	10	
35	<u>おおぞら園</u> たいよう	7 (7)	3 (0)	10 (7)	7	3	10	
小計(工)		377 (176)	113 (5)	490 (181)	377	113	490	

類型をB型からA型に変更した。

3 事業所内保育事業の名称

(単位：人)

名 称		認 可 定 員 (入所児童数：H26.4.1)			利 用 定 員		
		1・2 歳	0 歳	計	1・2 歳	0 歳	計
1	キッズルームアリス甲子園	11 (5)	4 (0)	15 (5)	11	4	15
2	MOMO kid's 保育ルーム	14 (-)	5 (-)	19 (-)	14	5	19
3	西宮わたなべ前浜保育所	11 (-)	3 (-)	14 (-)	7	2	9
小計(オ)		36 (5)	12 (0)	48 (5)	32	11	43

(単位：人)

合計 (ウ+エ+オ)	477 (222)	140 (8)	617 (230)	473	139	612
---------------	--------------	------------	--------------	-----	-----	-----

議事（２）確認に係る部会の設置

１ 平成 27 年度以降の確認事務（利用定員の意見聴取）への対応について

「施設が確認を受けていない＝給付の対象とならない」ことから、速やかに給付を行うため、確認事務について自治体として機動的に対応することが求められる。

しかしながら、地域型保育事業の確認の効力については、確認を行う自治体の区域に居住する者に限られるため、市外の住民から利用希望があった場合、施設の所在地の自治体に加えて、利用者の居住地の自治体も確認（子ども・子育て会議の開催）を行う必要がある。また、利用者の居住地自治体を確認を行うためには、当該事業所の所在地自治体の同意も必要となり、自治体はそれらの事務を速やかに行わなければならない。

したがって、市外において認可・確認を受けた地域型保育事業を本市の市民が利用するときは、子ども・子育て会議における意見聴取を速やかに行うことができるように確認部会を設置する。

２ 確認部会について

（１）審議内容

新規に教育・保育施設もしくは地域型保育事業を整備・認可した場合の利用定員の設定。

市外で認可・確認を受けた地域型保育事業で、本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する場合の利用定員の設定。

- １ ３月議会における確認部会の設置に係る西宮市附属機関条例の改正により、確認部会で意見聴取を行うことが、子ども・子育て会議で意見聴取を行うことと同様となる。
- ２ 確認のために子ども・子育て会議における意見聴取を行った施設・事業者については、（幼稚園から認定こども園に移行するなど）施設類型の変更がない限り、施設の規模や定員等に変更が生じても、再度、子ども・子育て会議での意見聴取は不要となる。

（２）開催時期

上記 の場合 子ども・子育て会議と同日に部会を開催する。

上記 の場合 該当事案が発生した場合、随時開催する。（開催時期により子ども・子育て会議と同日に部会を開催する場合あり。）

(3) 構成委員

50 音順・敬称略

氏名	所属団体・役職名等	確認部会
出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長	
泉 桂子	西宮市 P T A 協議会	
内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長	
大森 早苗	公募市民	
奥野 隆一	佛教大学社会福祉学部教授	
北村 頼生	公募市民	
木下 浩昭	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
久城 直美	西宮労働者福祉協議会	
熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部教授	
橋本 祐子	関西学院大学教育学部教授	
林 真咲	地域子育て支援センターつばみのひろばセンター長	
東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会子ども部会部会長	
前田 公美	はらっぱ保育所（認可外保育施設）園長	
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授	
森 郁子	西宮市青少年愛護協議会	
由本 雅則	株式会社阪急阪神百貨店	
米山 清美	にしのみや遊び場つくろう会代表	

3 兵庫県下の自治体における地域型保育事業の確認事務に係る対応（同意を不要とする協議について）

子ども・子育て支援法第 43 条第 4 項ただし書により、同意を不要とする協議を施設の所在地自治体と利用者の居住地自治体間において行った場合、その自治体間においては、事業所の所在地自治体の確認を行うことにより、利用者の居住地自治体の確認があったものとみなされる。（利用者の居住地自治体の子ども・子育て会議における意見聴取が不要となる。）

兵庫県下の自治体においては、兵庫県が主導して県下の自治体間で同意を不要とする協議を行うことによって、平成 27 年 4 月 1 日からの確認事務の簡素化が図られる予定である。

参考条文 子ども・子育て支援法(抜粋)

第43条(特定地域型保育事業者の確認)

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第29条第1項の確認をしてはならない。ただし、第1項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、第1項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第29条第1項の確認があったものとみなす。
- (1) 所在地市町村長が第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされた時
 - (2) 所在地市町村長による第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所における地域型保育事業を行う者から第1項の申請を受けた時